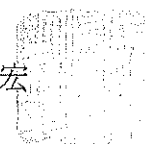


湯河原町告示第 31 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、湯河原町予算決算会計規則(昭和 43 年湯河原町規則第 12 号) 第 58 条の 3 第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 29 日

湯河原町長 富 田 幸 宏



1 指定納付受託者の商号及び本店の所在地

株式会社テラオカ

東京都港区芝 4 - 4 - 13

2 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍住民票等諸証明手数料

4 指定納付受託者が納付事務を行う方法

(1) クレジットカード決済

V I S A、M a s t e r C a r d、J C B、D i n e r s C l u b、  
A M E R I C A N E X P R E S S

(2) 電子マネー決済

交通系電子マネー、i D、W A O N、n a n a c o、Q U I C P a y

(3) 二次元コード決済

P a y P a y、d 払い、a u P A Y